

第2章 消防同意事務審査基準

第1節 総論

第1 審査上の留意事項

- 1 消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の新築等の計画段階から、関係法令の防火に関する規定について審査するものであること。
この場合、形式的に規定に適合させることだけでなく、規制目的に沿った合理的な指導を行うこと。
- 2 消防同意は、建築物の出火防止、火災が発生した場合の避難及び延焼拡大防止、消火活動等の総合的な防火対策について審査すること。
- 3 建築計画は、建築物の機能、経済、意匠、安全等の要素を考慮して行われるものであるが、消防同意時における指導は、建築物の防火上の安全を基本として他の要素との調和が取れるよう行うこと。
- 4 建築物の大規模化、多様化等に伴う技術開発が著しいことから、これらの実態に即した指導をすること。
- 5 消防同意を行うに当たっては、建築物の用途、規模、構造等による災害危険の要因を考慮して総合的に指導すること。
- 6 建築物の防災施設、設備等は、個々の目的だけでなく、有機的に相互に関連して活用できるよう指導すること。
- 7 法令等で定める技術基準に係る事項以外であっても、防災上重要な事項については、積極的に関係者等にその主旨を説明し理解を得て、消防目的に沿った具体的な指導を行うこと。
- 8 消防同意に際し、当該同意の対象となる建築物について、危政令で規制する許可等の対象となることが明確な場合には、危険物規制事務担当者との連絡、連携等に配慮すること。
- 9 消防同意事務を行う際は、建築同意事務処理要綱第8条に基づく事前・中間指導記録書等を、行政手続法を踏まえ、第三者にも分かるように作成すること。
- 10 消防同意は、法第7条第2項及び建基法第93条第2項に定める期間内に処理すること。
なお、期間の算定にあたっては、同意を求められた当日は算入されず、消防同意の期間の終了日が土曜日、日曜日その他の閉庁日に当たる場合は、翌開庁日を終了日とすること。
- 11 審査の結果、防火に関する規定に違反している場合は、不同意とすること。
なお、図書の修正を条件としての同意は、建築主事等において修正の対応ができず、同意されなかったものと見なされることが考えられるため、行わないこと。
- 12 建築確認申請図書の差替え等ができないことから、事前指導を活用し、不備のない建築確認申請書をもって円滑に消防同意事務が実施されるよう留意すること。